

## 9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
紙 巻 た ば こ	千本 2,451,209	千円 18,683,113
パ イ プ た ば こ	-	-
葉 巻 た ば こ	26,915	205,144
刻 み た ば こ	-	-
加 熱 式 た ば こ	184,000	1,402,447
か み 用 の 製 造 た ば こ	-	-
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	-	-
計	2,662,123	20,290,705
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	20,290,705
控 除 税 額	-	121,424
差 引 税 額	-	20,169,279
加 算 税	過 少 申 告	X
	無 申 告	X
	重	X
課 税 人 員	-	人 27
還 付 金 額	-	千円 -
納 期 限 延 長 税 額	-	-

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場	場 -
	-
	5
法 定 製 造 場	12
合 計	17

調査時点： 令和7年3月31日

## 10 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
移出数量		kL	千円
移出数量		2,058,048	
エタノール相当数量		13,084	
欠減控除数量		27,607	
場内消費数量		16	
用途外使用等数量		-	
課税標準		2,017,373	108,534,648
控除税額			838
差引計			108,533,803
加算税	過少申告		269
	無申告		-
	重		-
合計			108,534,072
課税人員			138人
還付金額			千円 -
納期限延長税額			16,690,348

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。  
 (注) 課税標準の内訳(移出数量、エタノール相当数量、欠減控除数量、場内消費数量及び用途外使用等数量)は、申告(処理を含まない。)による課税事績であるため、課税標準とその内訳から計算した値は一致しない場合がある。

(2) 関係場数

区 分		場 数
製 造 場	製 油 所	1
	天 然 揮 発 油 製 造 場	-
	廃 油 再 生 工 場	1
	そ の 他	4
石 油 化 学 工 場	ガ ス 工 場	-
	特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	10
	そ の 他	1
未 納 税 蔵 置 場		22
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場		2
免 税 揮 発 油 使 用 場	航 空 用	29
	ゴ ム 用	8
	塗 料 用	2
	印 刷 用 イ ン キ 用	-
	接 着 剤 用	-
	洗 浄 用 又 は 離 型 用	1
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場		19
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗		-
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所		32
合 計		132

調査時点：令和7年3月31日

(3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 数 量	エタノール相当数量	欠減控除数量	場内消費数量	用途外使用等数量	課税標準		控除税額	差 引 計
						数 量	税 額		
令 和 2 年 度	2,124,054	17,565	28,437	243	0	2,078,295	111,811,311	1,552	111,809,751
令 和 3 年 度	2,148,692	13,524	28,942	16	8,704	2,114,946	113,783,317	1,072	113,782,237
令 和 4 年 度	2,096,304	15,640	28,240	16	11,189	2,063,629	111,023,212	2,330	111,020,875
令 和 5 年 度	2,100,224	15,200	28,148	17	1	2,056,893	110,660,488	1,252	110,659,228
令 和 6 年 度	2,058,048	13,084	27,607	16	-	2,017,373	108,534,648	838	108,533,803

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

# 11 航空機燃料税

## (1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
積 込 数 量 及 び 税 額		150,718 kL	1,951,544 千円
うち 軽減 税率	沖縄路線航空機に 係る軽減	-	-
	特定離島路線航空機に 係る軽減	2,397	23,369
控 除 税 額			47,363
うち 軽減 税率	沖縄路線航空機に 係る軽減		-
	特定離島路線航空機に 係る軽減		15,221
差 引 計			1,904,173
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		64
	重		-
合 計			1,904,237
課 税 人 員			136 人
還 付 金 額			△1 千円

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

## (2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特 例 承 認 に 係 る も の	23 場	
そ の 他	定期運送事業者に 係るもの	8
	そ の 他 の も の	102
合 計	133	

調査時点： 令和7年3月31日

## (3) 課税状況の累年比較

年 度	数 量	税 額
	kL	千円
令 和 2 年 度	78,986	1,415,550
令 和 3 年 度	103,709	973,645
令 和 4 年 度	135,493	1,714,246
令 和 5 年 度	147,802	1,913,825
令 和 6 年 度	150,718	1,951,544

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 12 石油ガス税

### (1) 課税状況

区 分		重 量	税 額
移 出 重 量		t 23,655	千円 413,966
控 除 税 額			19
差 引 計			413,894
加 算 税	過 少 申 告		-
	無 申 告		30
	重		-
合 計		23,655	413,923
課 税 人 員			人 1,119
還 付 金 額			千円 -
納 期 限 延 長 税 額			-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

### (2) 関係場数

区 分	場 数	
営 業 用 ス タ ン ド	場 75	
自 家 用 ス タ ン ド	2	
着 脱 式 容 器 充 て ん 場	22	
そ の 他	9	
合 計	108	
免 税 課 税 石 油 ガ ス 使 用 場	原 料 用	-
	熱 源 用	-

調査時点：令和7年3月31日

### (3) 課税状況の累年比較

年 度	移 出 重 量	税 額
令 和 2 年 度	t 29,741	千円 520,472
令 和 3 年 度	27,348	478,694
令 和 4 年 度	27,404	479,568
令 和 5 年 度	25,699	449,732
令 和 6 年 度	23,655	413,966

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 13 石油石炭税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油	kℓ 39,008	千円 109,221
石 油 製 品	-	-
ガ ス 状 炭 化 水 素	t 61,735	114,827
石 炭	754,381	1,033,502
計		1,257,550
控 除 税 額		647,717
差 引 計		609,825
加 算 税	過 少 申 告	-
	無 申 告	-
	重	-
合 計		609,825
課 税 人 員		人 145
還 付 金 額		千円 443,504
納 期 限 延 長 税 額		-

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素	石 炭
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地	場 -	場 -	場 -
そ の 他 の 納 税 地	1	4	12
未 納 税 蔵 置 場	-	-	-
自 家 用 採 取 場 所	-	-	-
合 計	1	4	12

調査時点：令和7年3月31日

## 14 印紙税

### (1) 課税状況

区 分		税 額	納 税 人 員
		千円	人
税 印 押 な つ (第9条関係)		10	3
印紙税納付計器の使用によるもの(第10条関係)		318,086	464
書式表示による申告・納付(第11条関係)		1,405,962	5,146
預貯金通帳等の申告・納付(第12条関係)		50,039	4
計		1,774,097	5,617
充 当 税 額		4,998	/
差 引 計		1,769,099	/
加 算 税	過 少 申 告	78	/
	無 申 告	10	/
	重	-	/
過 怠 税		47,763	822
還 付 金 額		39,626	/
印紙税納付計器	設 置 者 数		298
	設 置 台 数		437

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の現金納付による課税事績である。

(注) 印紙税は、原則として契約書や領収書などに相当額の印紙を貼付することによって納付する仕組みであるが、印紙の貼付に代えて印紙税を納付する特例が認められている。

「税印押なつ(第9条関係)」とは、課税文書に課されるべき印紙税額を税印が押される時までに金銭で国に納付した上で、特定の税務署長に対して、課税文書に税印を押なつすることを請求することで納付する方法である。

「書式表示による申告・納付(第11条関係)」とは、税務署長の承認を受けて、特定の課税文書に一定の書式を表示した上で、その作成数量に基づき申告・納税する方法である。

### (2) 課税状況の累年比較

年 度	税 額				納 税 人 員
	税 印 押 な つ	印 紙 税 納 付 器 の 使 用	書 式 表 示 に よ る 申 告 ・ 納 付	預 貯 金 通 帳 等 の 申 告 ・ 納 付	
	千円	千円	千円	千円	人
令和2年度	2,882	334,395	1,771,203	2,614	5,571
令和3年度	15	299,277	1,611,050	2,276	5,583
令和4年度	1	348,224	1,576,491	55,252	5,777
令和5年度	18	332,598	1,487,616	52,931	5,681
令和6年度	10	318,086	1,405,962	50,039	5,617

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 15 電源開発促進税

### (1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千kWh	千円
令 和 2 年 度		28,731,708	10,774,390
令 和 3 年 度		28,777,425	10,791,534
令 和 4 年 度		28,807,675	10,802,878
令 和 5 年 度		28,127,456	10,547,796
令 和 6 年 度		28,135,971	10,550,989
販売電気の 電 力 量	従量料金制の供給販売電気	27,824,413	/
	定額料金制の供給販売電気	242,737	/
	計量自家使用販売電気	65,499	/
	推計自家使用販売電気	3,322	/
計		28,135,971	10,550,989
加 算 税	過 少 申 告	/	-
	無 申 告	/	-
	重	/	-
合 計		/	10,550,989
課 税 人 員		人 12	

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

### (2) 課税人員

区 分	人 員
一 般 送 配 電 事 業 者 等	人 1

調査時点： 令和7年3月31日

## 16 国際観光旅客税

### (1) 課税状況

区 分		人 員	税 額
		千人	千円
	令 和 2 年 度	X	X
	令 和 3 年 度	X	X
	令 和 4 年 度	X	X
	令 和 5 年 度	X	X
	令 和 6 年 度	X	X
加 算 税	不 納 付		X
	重		-
合 計			X
還 付 金 額			X

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの本邦からの出国に係る人員及び税額について、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの納付実績及び令和6年4月1日から令和7年3月31日までに税務署長が行った処理事績に基づいて作成した。

### (2) 特別徴収義務者数

区 分	人 員
特 別 徴 収 義 務 者	1人

調査時点：令和7年3月31日

用語の説明： 特別徴収義務者とは、国際観光旅客税を徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) この表は、納税地を所轄する税務署長へ、「国際旅客運送事業開始届出書」を提出した事業者を示したものである。